

## 遺族年金制度等の見直しについて②

- **遺族年金制度見直しのポイント**
- 7月30日の年金部会以降に検討した事項について

# 遺族厚生年金制度の見直しのポイント

## 現行の制度

- 遺族厚生年金の制度に男女差:子のない男性には給付がされないケースも

## 見直しの方向性

- ✓ 男女差の解消:40歳※未満の子のない配偶者には原則5年の有期給付
- ✓ 配慮が必要な方には65歳まで給付を継続

※20年かけて60歳未満に引上げ

## 配慮措置の導入

- ✓ 現行の遺族厚生年金額よりも有期給付加算で年金額を増額
- ✓ 婚姻期間中の厚生年金加入記録を分割することにより遺族の老齢年金を充実
- ✓ 収入にかかわらず受給可能に
- ✓ 現在の受給者や高齢の方、18歳未満の子のある配偶者には現在の給付を継続

# 遺族厚生年金制度の見直しのポイント① 男女差の解消

現行制度(子のない場合)

**妻** ➤ 無期給付の遺族厚生年金

男女差

**夫** ➤ 給付なし(55歳未満)

見直し後(20年後)

**妻** **夫**

➤ 原則5年の有期給付  
(60歳未満の方)

➤ 配慮が必要な方は5年目  
以降も継続して受給可能

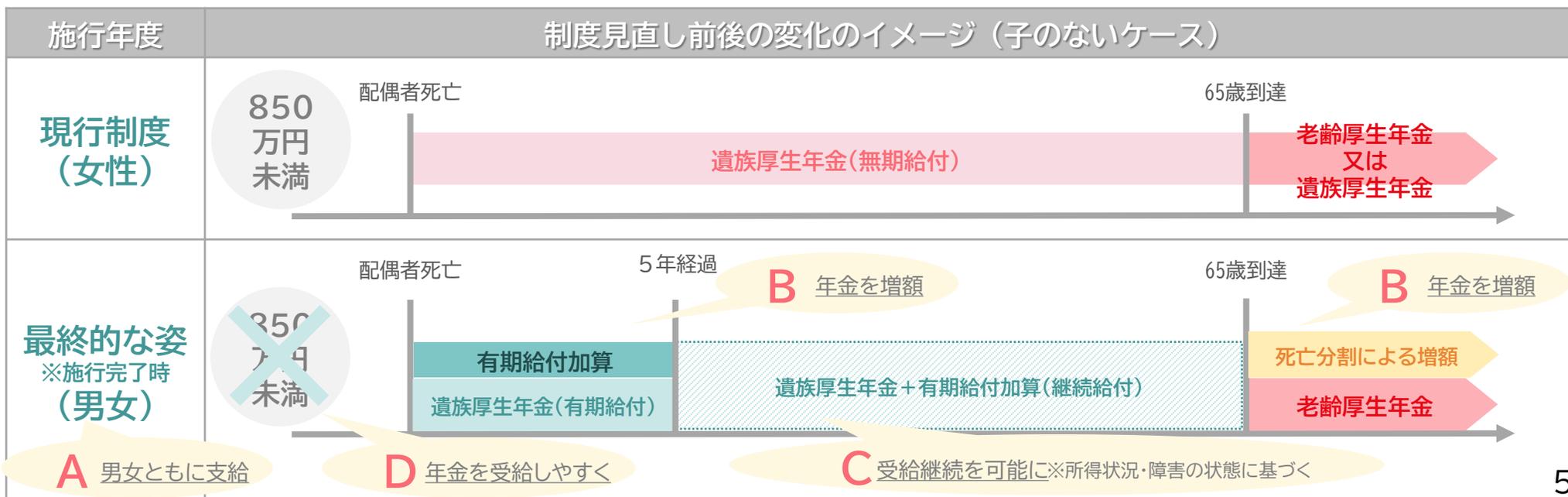
〈配慮措置〉

- 現在の受給者や高齢者は影響なし
- 足下の見直し対象は40歳未満
- 子のある場合は給付内容は同じ

- 加算による年金額の増額
- 収入にかかわらず受給可能

# 遺族厚生年金制度の見直しのポイント② 改正のイメージ

- 新たに子のない男性にも遺族厚生年金を支給(A)
- 年金額を増額( 有期給付加算 + 死亡分割 )(B)
- 配慮が必要な方は5年目以降も継続して受給可能(C)
- 収入にかかわらず受給可能(D)



# 遺族厚生年金制度の見直し 改正前と改正後の給付イメージ

18歳未満の子のない配偶者  
20代から50代の

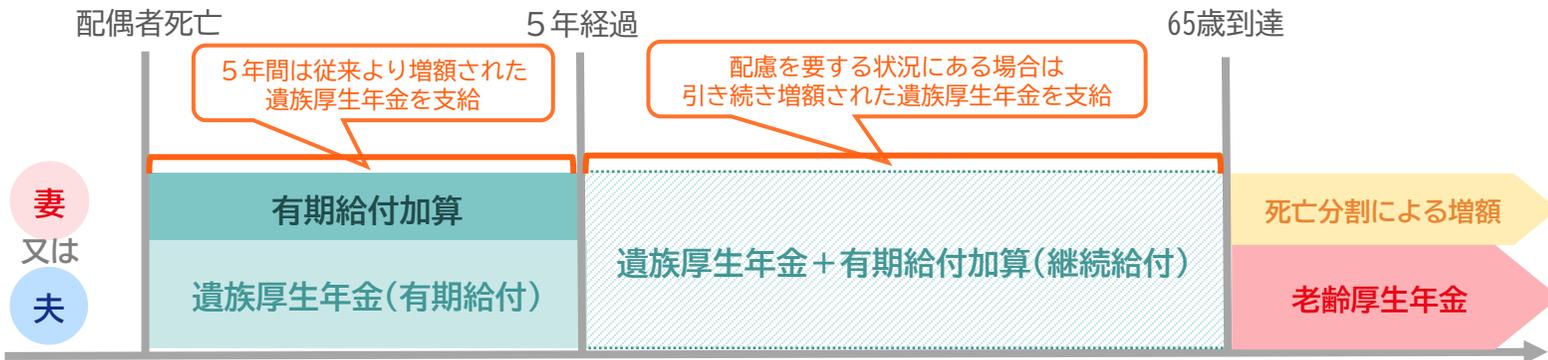
## 現行制度



施行日から20年かけて段階的に移行

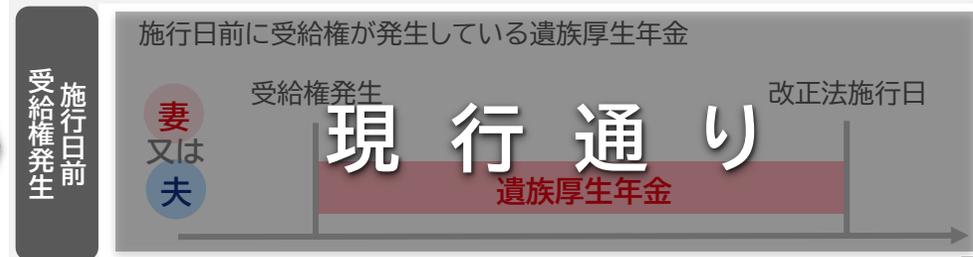
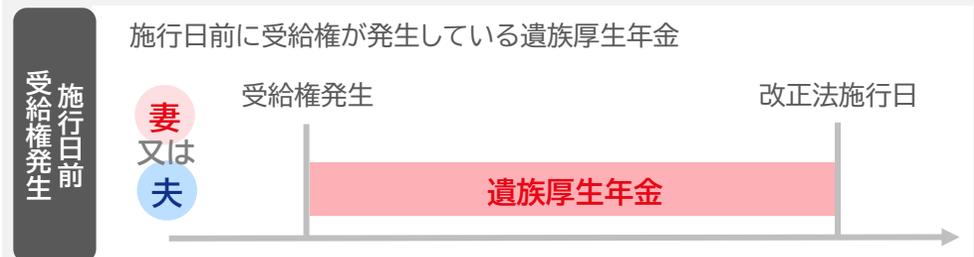
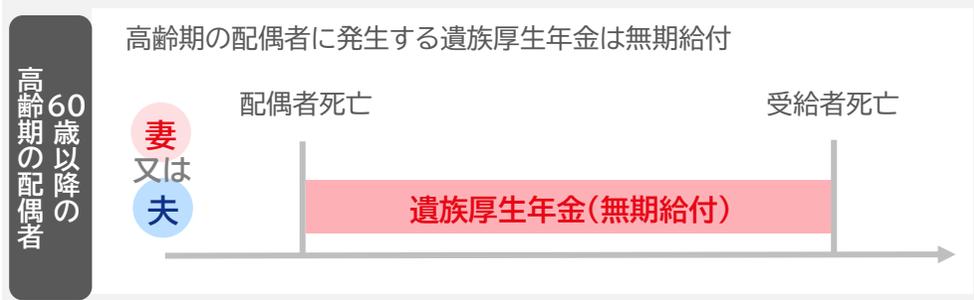
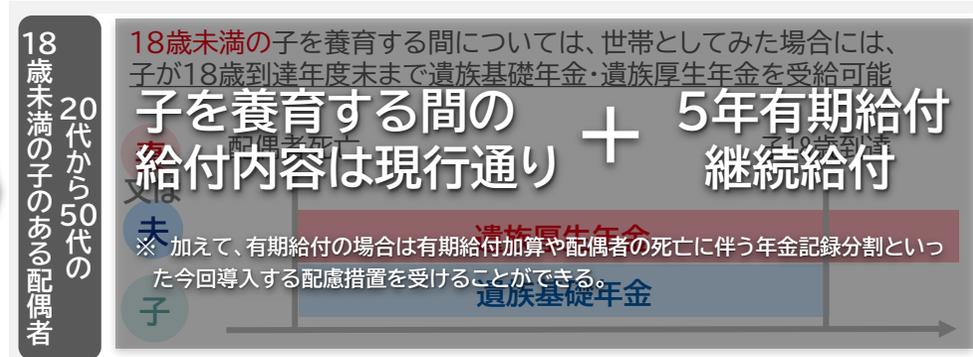
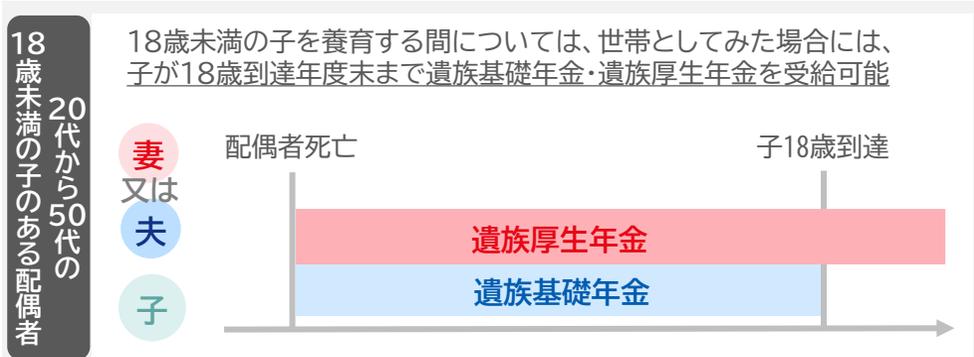
18歳未満の子のない配偶者  
20代から50代の

## 最終的な姿



# 遺族厚生年金制度の見直し 現行制度の給付内容が維持される者

- 18歳未満の子のある世帯としてみた場合における子を養育する間の遺族給付の内容は、現行制度の給付内容を維持する。
- 60歳以降の高齢期に配偶者を亡くした者に対する遺族厚生年金は、現行制度の給付内容を維持する。
- 改正法の施行日前に受給権が発生している遺族厚生年金については、現行制度の給付内容を維持する。



- 遺族年金制度見直しのポイント
- **7月30日の年金部会以降に検討した事項について**

# 7月30日の年金部会以降に検討した事項について

7月30日に開催した年金部会において遺族年金制度等の見直し案を示して以降、当該見直し案の内容に関して様々な意見をいただいた。これらの意見を踏まえて、以下の事項について改めて検討し、整理を行った。

## 【様々な事情によって十分な生活の再建に至っていない者に対する有期給付終了後の支給継続について】

- 20代から50代の18歳未満の子のない配偶者に対する遺族厚生年金は、男女とも5年間の有期給付とする案を示したが有期給付終了後も様々な事情によって十分な生活の再建に至っておらず、引き続き、遺族厚生年金による生活保障の必要性が高い状況にある者への配慮の観点から、5年間の有期給付終了後も所得等に応じた遺族厚生年金の支給を継続（以下「継続給付」という。）することとしてはどうか。

## 【子のある配偶者に対する遺族基礎年金失権後の遺族厚生年金の支給について】

- 18歳未満の子のある配偶者に対する遺族厚生年金については、子の18歳到達年度末を迎えた後も、引き続き養育費用が必要であったり、本格的な就労に向けた準備期間が想定されることから、子が18歳到達年度末を迎えて遺族基礎年金失権後から5年間の有期給付としてはどうか。

※ 子のある妻の遺族基礎年金が30歳前に失権した場合は、当該妻の遺族厚生年金は当該失権した日から5年間の有期給付となる現行制度における仕組みを踏襲する。

## 【有期給付化に伴う配慮措置の取扱いについて】

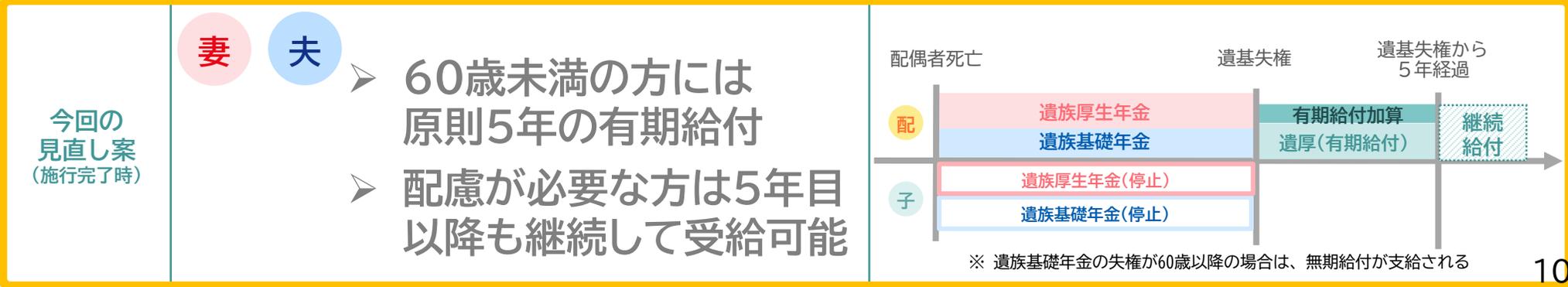
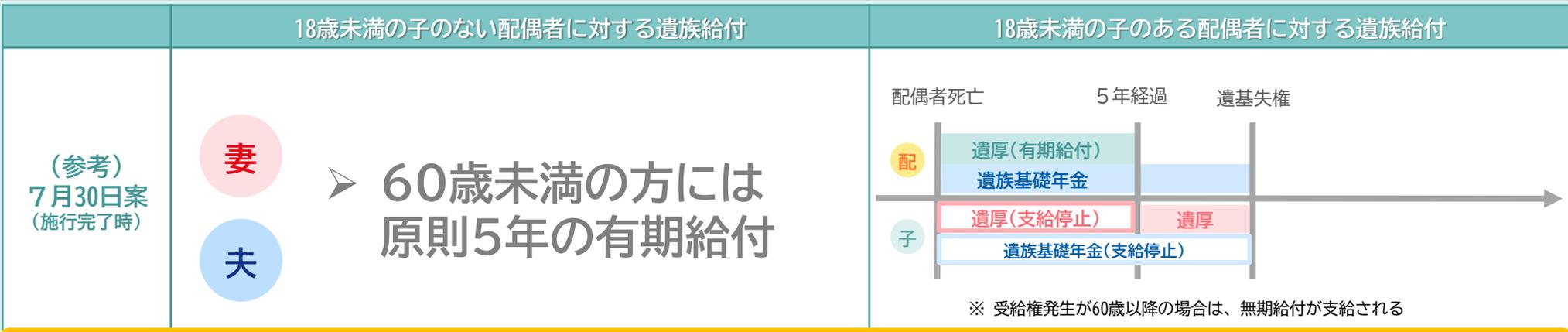
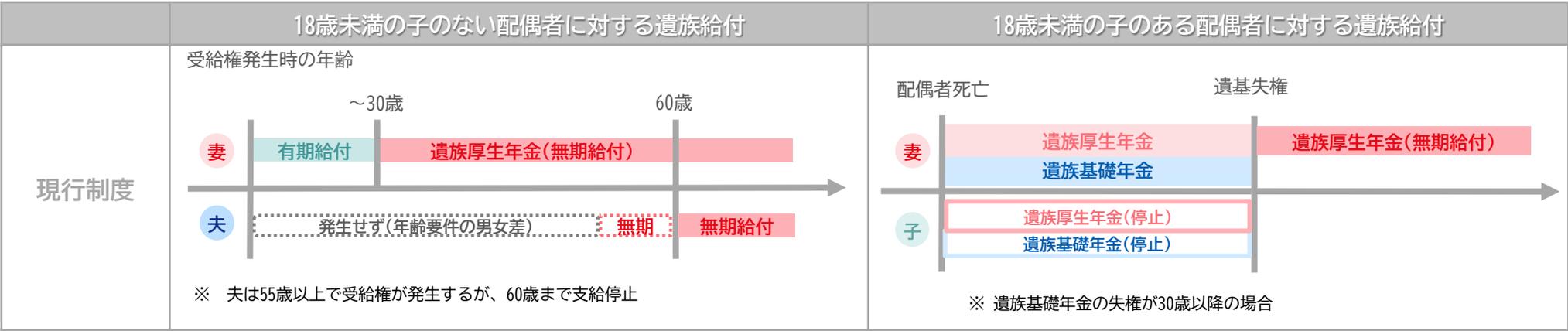
- 上記の継続給付及び子のある配偶者に対する遺族基礎年金失権後の遺族厚生年金の支給と、有期給付の対象拡大に伴う配慮措置として7月30日に開催した年金部会において示した「死亡時分割（仮称）」「収入要件の見直し」「有期給付加算（仮称）」の適用関係について改めて整理を行った。

## 【国民年金法による寡婦年金の取扱いについて】

- 寡婦年金については、男女差を解消する観点から見直しが必要であるとの意見がある一方で、寡婦年金の支給期間である60代前半の生活実態は様々であると考えられ、60代前半の生活実態を踏まえて遺族に対する保障の在り方について更なる検討が必要であることから、寡婦年金の取扱いについては、将来的な廃止を含めて引き続き検討事項としてはどうか。また、死亡一時金の取扱いについても寡婦年金の取扱いと合わせて、引き続きの検討事項としてはどうか。

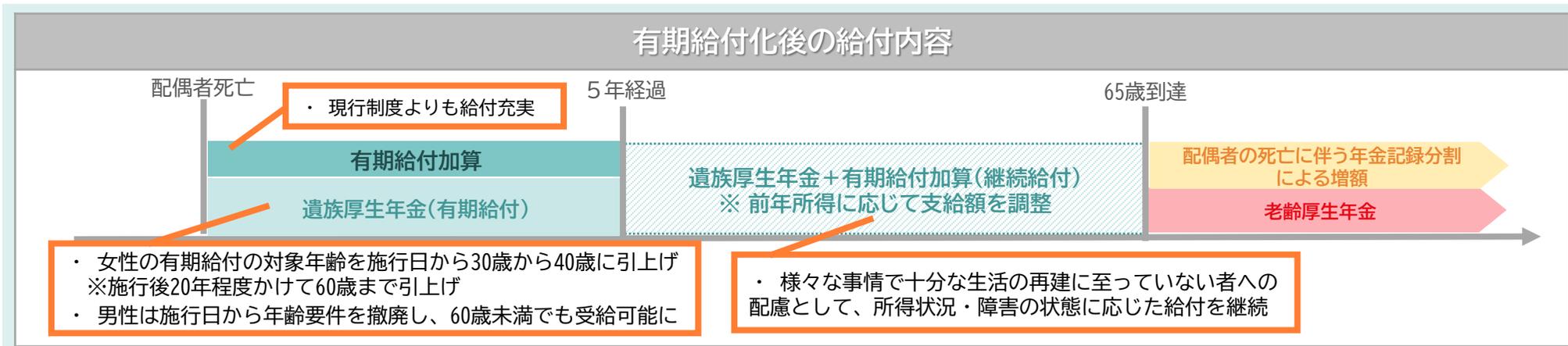
※ その他の事項として、導入を検討している死亡分割について、本来は個人に帰属するものである年金加入記録をなぜ配偶者に分割することができるのか、現行制度の離婚時分割における考え方を改めて整理するとともに、配偶者の死亡に伴う年金記録分割の導入の妥当性や基本的な制度設計について整理を行った。

# 配偶者に対する遺族厚生年金の有期給付化拡大 + 継続給付の支給イメージ



# 様々な事情によって十分な生活の再建に至っていない者等に対する継続給付について

- 継続給付とは、5年間の有期給付の支給終了後、様々な事情によって十分な生活の再建に至っておらず、引き続き遺族厚生年金による生活保障の必要性が高い状況にある者への配慮の観点から、5年間の有期給付終了後も、遺族厚生年金の支給を継続するものである。
- 具体的な要件や支給内容については下記のとおり。



継続給付の対象	① 障害年金受給権者であって障害の状態にある者	② 前年所得に基づく支給額調整
認定方法	・ 障害年金受給権者（5年間の有期給付の支給終了日前に受給権が発生しているものに限る。）で、現に障害の状態にある者。	・ 前年所得に基づいて、支給継続を判定。
支給期間	・ ②前年所得に基づき継続給付を一定の割合で支給停止とし、全額支給停止となったときから2年が経過したときに失権とする。 ・ ただし、①障害の状態に該当するときは全額支給。 ・ なお、継続給付は最長でも自らの老齢厚生年金の受給権が発生する65歳到達時点で失権とする。	
年金額の調整	・ 障害年金受給者に収入との調整がないこととの均衡を考慮し、収入による年金額の支給額調整は行わない（ただし、障害年金と遺族年金はどちらか一方を選択して受給することになる）。	・ 前年所得が、国民年金保険料の免除基準所得も勘案して設定する基準所得未満であれば全額支給。前年所得が、当該基準を超える場合は支給額を調整。
認定期間	・ 障害の状態の原因となる傷病の有期認定期間。なお、当該傷病が永久固定の場合は再認定不要。	・ 前年所得に基づき当年10月から翌年9月までの1年間。

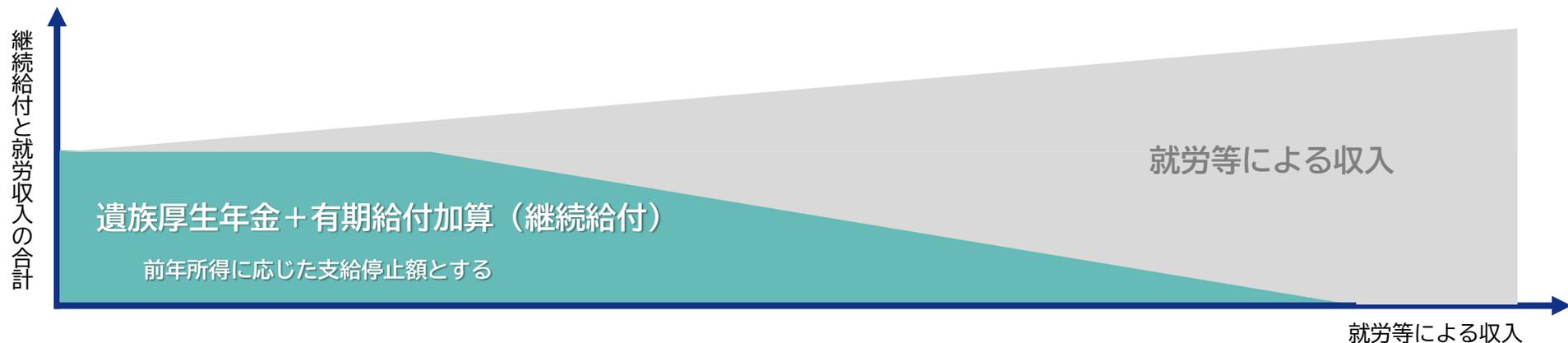
## 継続給付の支給額の調整について

- 有期給付の遺族厚生年金は基本的に5年間で生活を再建することを念頭に置いたものではある。他方で、様々な事情によって十分な生活の再建に至っておらず、引き続き、遺族厚生年金による生活保障の必要性が高い状況にある者等に対する継続給付は、保障の必要性に応じた支給額を支給することを目的とするものである。
- そのため、基本的な5年間の有期給付は全ての受給権者に支給されるものであるが、継続給付は十分な生活の再建に至っていない状況に着目して生活保障の必要性に応じた給付を行うものであるから、例えば、現行制度における国民年金保険料申請免除の基準所得を勘案して設定する基準所得未満であれば継続給付を全額支給し、当該基準を超える場合は継続給付の支給額を調整することとしてはどうか。
- なお、継続給付と前年所得との支給調整については、ある基準所得を超える場合に継続給付を全額支給停止する仕組みとはせず、前年所得額に応じて継続給付の支給停止額を増加していくこととし、収入と継続給付の合計額が緩やかに上昇する仕組みとしてはどうか。

### 継続給付の支給イメージ

※ 前年所得と継続給付の支給調整の例

収入の増加に伴い収入と継続給付の合計額が緩やかに上昇する仕組みとする  
(例えば、国民年金保険料の全額免除基準所得を超える所得3に対して年金1を支給停止することなどが考えられる)



# 50代までに遺族基礎年金が失権した子のある配偶者への遺族厚生年金の支給について

## 【現行制度の規定を踏襲して対象者を拡大】

- 7月30日に開催した年金部会の時点では、20代から50代までに死別した18歳未満の子のある配偶者に対する遺族厚生年金については、5年間の有期給付となり5年経過後に支給終了となるが、5年目以降は子に対する遺族厚生年金の支給停止が解除され、子が18歳到達年度末まで受給できることから、子が18歳到達年度末までに受け取る遺族給付の内容は変わらないことを想定していた。
- その後、様々な意見を踏まえて検討した結果、子の18歳到達年度末を迎えた後も、引き続き養育費用が必要であったり、本格的な就労に向けた準備期間が想定されることから、子が18歳到達年度末を迎えるまでは、配偶者に対する遺族厚生年金を支給し、更に遺族基礎年金失権後から5年間の有期給付としてはどうか。（ただし、配偶者の収入が850万円以上である場合の取扱いについては他のケースとの整合性に留意しつつ検討中）
- ※ 子のある妻の遺族基礎年金が30歳前に失権した場合は、当該妻の遺族厚生年金は当該失権した日から5年間の有期給付となる現行制度における仕組みを踏襲する。
- なお、施行日前に受給権が発生している者は現行制度の給付内容を維持することとした上で、遺族基礎年金失権後から遺族厚生年金が5年間の有期給付となる妻の対象年齢を施行日から40歳に引き上げ、その後、相当期間をかけて段階的に対象年齢を引き上げる。加えて、施行日から新たに55歳未満の子のある夫も遺族厚生年金の給付対象となる。



※ 上図における「配」とは次期改正で支給要件に係る男女差を解消することから配偶者としたもの。

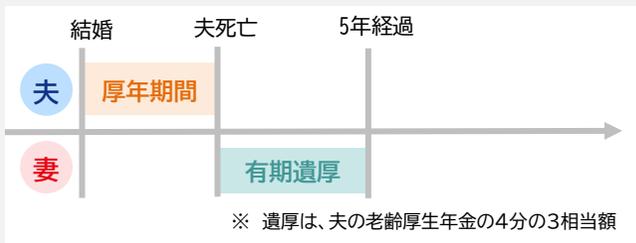
# 有期給付の拡大に伴う配慮措置

- 20代から50代に死別した18歳未満の子のない配偶者又は50代までに子が18歳到達年度末で遺族基礎年金が失権した配偶者に対する遺族厚生年金については、生計を立てる手段を確立するための5年間の有期給付とし、年齢要件にかかる男女差を解消するが、対象者を拡大していく中で、生活再建の観点から保障を厚くするために以下の配慮措置を講ずることとしてはどうか。

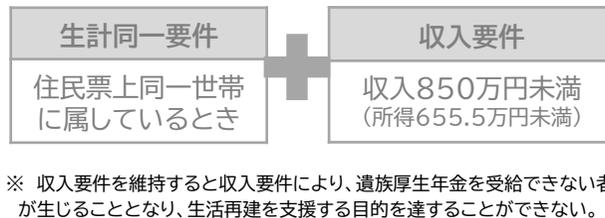
## 【見直しの方向性】

- ① 現行制度の離婚分割を参考に、有期給付の遺族厚生年金（継続給付含む）の受給権が失権した者を対象として、死亡者との婚姻期間中に係る厚年期間の標準報酬等を分割する「配偶者の死亡に伴う年金記録分割」（仮称）を創設する。これにより、分割を受ける者の将来の老齢厚生年金が増加する。
  - ② 配偶者であって有期給付の遺族厚生年金の受給権者となる者を対象として、現行制度における生計維持要件のうち収入要件を廃止する。これにより、有期給付の遺族厚生年金の受給対象者が拡大する。
  - ③ 5年間の有期給付となる遺族厚生年金を対象として、現行制度の遺族厚生年金よりも金額を充実させるため、死亡した被保険者の老齢厚生年金の4分の1に相当する額の「有期給付加算」（仮称）を創設する。これにより、有期給付の受給者を支援する。
- これらの措置を講ずることにより、配偶者との死別からの生活再建を支援するとともに、高齢期における生活保障への対応を行う。

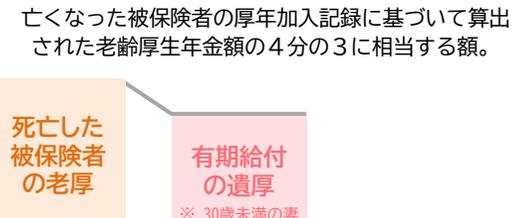
### 有期給付を拡大



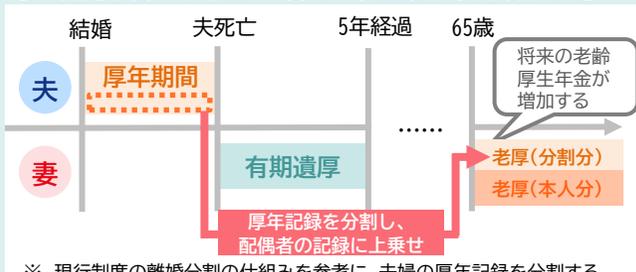
### 現行制度の生計維持要件



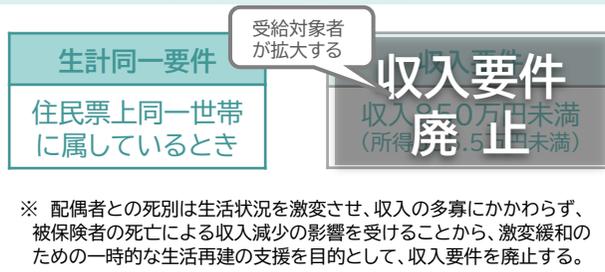
### 現行制度の遺族厚生年金の年金額



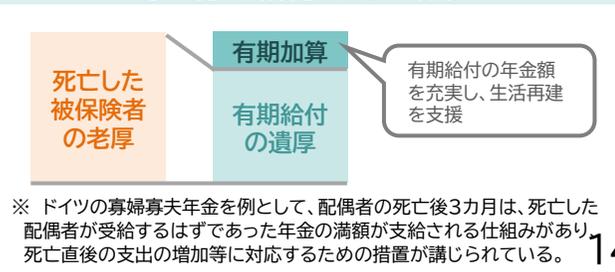
### ① 配偶者の死亡に伴う年金記録分割の導入



### ② 収入要件の見直し



### ③ 有期給付加算の創設



# 配偶者の死亡に伴う年金記録分割制度に関する法的整理について

※ 便宜上、分割される配偶者を夫、分割を受ける配偶者を妻としている。

## 【配偶者の死亡に伴う年金記録分割導入の目的】

- 現行の遺族厚生年金制度は、受給権発生時に30歳以上の妻に対する期限の定めのない給付が行われており、遺された妻に対する夫の厚年記録に基づいた生涯にわたる保障として、高齢期における所得保障もカバーしている。
- そのため、これまでは夫と死別した妻に年金記録を分割していなかったが、遺族厚生年金の有期化の拡大に伴って、夫と死別後に婚姻期間中の夫の厚年加入に対する妻の寄与・貢献を評価し、高齢期の年金受給額の改善を図ることを目的として配偶者の死亡に伴う年金記録分割を導入する。

## 【離婚時分割も踏まえた配偶者の死亡に伴う年金記録分割の妥当性及び基本的な制度設計】

- 離婚時分割は、年金記録は個人に帰属するものであって、民法上の財産分与で分割ができないことに替わる措置として、婚姻期間中における夫の厚年加入に対する妻の寄与・貢献を評価し、年金記録の分割の根拠となる規定を年金法上に別個に定めている。
- 婚姻期間中における夫の厚年加入に対する妻の寄与・貢献への評価は、離別か死別かの違いで変わるものではないから、離婚時分割の考え方を死別にも拡張して、配偶者の死亡に伴う年金記録分割を年金法上に新設することは、現行の離婚時分割の規定の趣旨と整合的であると考えられる。
- 離婚時分割では、夫婦の一方が第3号被保険者である期間は2分の1（法定）で分割を行っている。したがって、配偶者の死亡に伴う年金記録分割においても第3号被保険者である期間は離婚時分割の考え方を踏襲して2分の1で分割を行う。
- 他方で、夫婦双方が厚年加入している期間については夫婦が合意した按分割合で分割を行っているところ、配偶者が死亡しているため合意分割の按分割合を定めることができないといった配偶者の死亡に伴う年金記録分割での特有の事情を考慮し、按分割合は夫婦の標準報酬月額等合計の2分の1と定める夫婦間の合意があったものと擬制する。
- 「有期給付の遺族厚生年金」が配偶者と死別後の一時的給付、配偶者の死亡に伴う年金記録分割による記録分割を受けた妻の「老齢厚生年金（又は障害厚生年金）」が高齢期の所得保障とそれぞれの役割が異なることから、支給期間が重複しない限りは年金記録の「二重利用」には当たらない。

## 【その他の制度設計】

- 配偶者の死亡に伴う年金記録分割の請求権発生時期、請求期限、改定の効果等の詳細な制度設計については、離婚時分割との整合性にも留意しながら引き続き、検討する。

# 有期給付加算の支給期間について

- 有期給付加算は、配偶者との死別から生活再建の観点から保障を厚くすることを目的として、有期給付の遺族厚生年金に加算するものと整理する。その上で、有期給付の遺族厚生年金は基本的に5年間で生活を再建することを念頭に置いたものではあるが、様々な事情によって十分な生活の再建に至っておらず、引き続き、遺族厚生年金による生活保障の必要性が高い状況にある者等に対する継続給付を支給する趣旨を勘案し、継続給付を受ける際には有期給付加算も継続して加算する。
- 継続給付の年金額については、十分な生活の再建に至っていない状況に着目して、引き続き、有期給付加算が加算された遺族厚生年金の年金額とするが、前年所得との支給調整を行う場合は、有期給付加算を含めた遺族厚生年金の年金額に対して支給調整を行うこととし、継続給付の必要性に応じて年金額の調整を行う。

類型	受給権発生日 ⇒ 5年経過時点	遺族基礎年金失権日 ⇒ 5年経過時点	有期給付終了後 ⇒ 継続給付へ移行
① 子のない配偶者	配偶者死亡 5年間 有期給付加算 遺族厚生年金(有期給付)	遺族基礎年金失権日 ⇒ 5年経過時点 <b>該当しない</b>	有期給付終了後 ⇒ 継続給付へ移行 継続給付終了まで 有期給付加算 遺族厚生年金(継続給付)
② 子のある配偶者	配偶者死亡 遺族厚生年金 遺族基礎年金 遺族厚生年金 支給停止 遺族基礎年金 支給停止	遺基失権 5年間 有期給付加算 遺族厚生年金(有期給付)	有期給付終了後 ⇒ 継続給付へ移行 継続給付終了まで 有期給付加算 遺族厚生年金(継続給付)

※ 遺族基礎年金の失権が60歳以降の場合は、無期給付が支給される

※ 「配」とは次期改正で支給要件に係る男女差を解消することから配偶者としたもの。

# 親と同居する子に対する遺族基礎年金の支給停止規定の見直し

## 【現行制度】

- 遺族基礎年金は子を抱える配偶者や自ら生計を維持することができない子に対し、生活の安定を図ることを目的とする給付であるが、現行制度において子に対する遺族基礎年金は、遺族基礎年金の生計維持要件等に該当せず受給権を有さない父又は母と生計を同じくするときは支給停止されている。（遺族基礎年金が支給停止されるケースの例は下図を参照）

## 【見直しの意義】

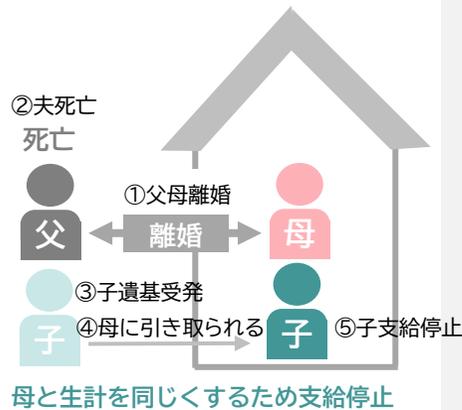
- 離婚の増加等の子を取り巻く家庭環境の変化を踏まえ、配偶者に遺族基礎年金の受給権が発生しない場合において子の生活の安定を図る遺族基礎年金の目的を達するため、子が置かれている状況によって遺族基礎年金の支給が停止される不均衡の解消を図る。

## 【見直しの方向性】

- 自らの選択によらない事情で子が置かれている状況によって遺族基礎年金が支給停止されることのないように、下記のケースのような生計を同じくする父又は母があることによる支給停止規定を見直す。

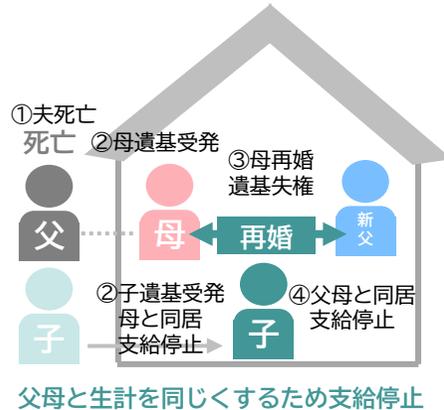
### 遺族基礎年金の受給権を有さない父又は母と生計を同じくすることによる子の遺族基礎年金の支給停止の例

#### 元配偶者に引き取られた場合



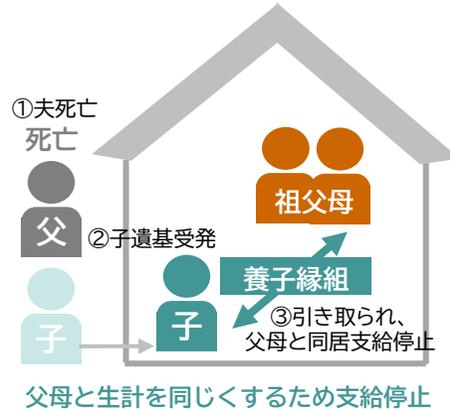
※ 離婚した妻には遺族基礎年金が発生しない

#### 遺族配偶者が再婚した場合



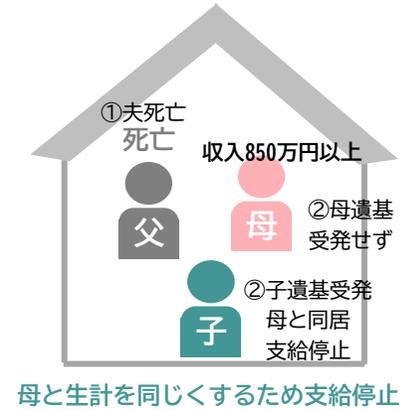
※ 妻に遺族基礎年金は発生するが、再婚によって当該遺族基礎年金の受給権は失権する。

#### 直系血族(又は姻族)の養子になった場合



※ 祖父母には遺族基礎年金は発生しない

#### 遺族配偶者が収入850万以上の場合



※ 妻は生計維持要件を満たさないことから、当該妻に遺族基礎年金は発生しない。

**すべてのケースで子に遺族基礎年金が支給されるように見直す**

※ 見直しを行う場合、新たに支給となる給付による国庫負担の増加に対応した財源が必要。

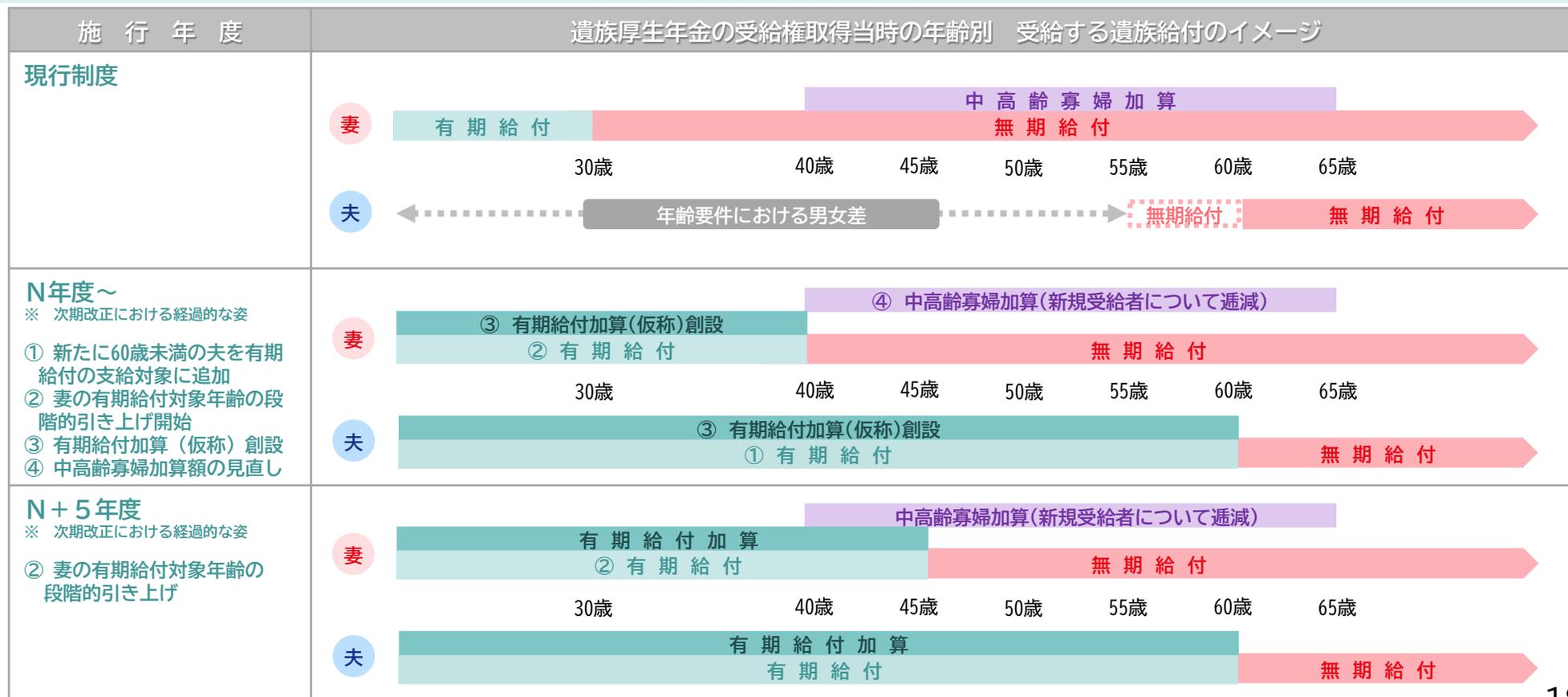
# (参考) 20代から50代に死別した子のない配偶者の遺族厚生年金の見直しの全体像 (1/2)

## 【見直しの方向性】

- 施行日から、新たに60歳未満の夫を有期給付の遺族厚生年金の対象に加えることを検討する。また、子のない妻の有期給付の対象年齢を施行日から40歳に引き上げ、その後、相当期間をかけて段階的に対象年齢を引き上げることを検討する。
- 施行日から、有期給付の遺族厚生年金を対象とする有期給付加算(仮称)を加算することを検討する。
- 中高齢寡婦加算は施行日以降、年度ごとに加算額を段階的に逡減し、最終的に廃止することを検討する。その上で施行日以降に新規発生する中高齢寡婦加算は、新規発生する年度に応じた加算額とし、受け取り始めた時点の加算額は、受け取り終了まで変わらない。

## 有期給付化の具体的な施行イメージ

※ 図で示している内容は検討中のものであり、変更はあり得る。



# (参考) 20代から50代に死別した子のない配偶者の遺族厚生年金の見直しの全体像 (2/2)

## 有期給付化の具体的な施行イメージ

※ 図で示している内容は検討中のものであり、変更はあり得る。

施行年度	遺族厚生年金の受給権取得当時の年齢別 受給する遺族給付のイメージ	
<b>N+10年度</b> ※ 次期改正における経過的な姿 ② 妻の有期給付対象年齢の段階的引き上げ	妻 	夫 
<b>N+15年度</b> ※ 次期改正における経過的な姿 ② 妻の有期給付対象年齢の段階的引き上げ	妻 	夫 
<b>N+20年度</b> ※ 次期改正における経過的な姿 ○ 年齢要件の男女差の解消	妻 	夫 
<b>N+25年度</b> ※ 次期改正における最終的な姿 ○ 新規の中高齢寡婦加算終了	妻 	夫 

# 遺族厚生年金受給権者の老齢年金の繰下げ申出の見直しについて

## 【現行制度】

- 現行制度では、遺族厚生年金の受給権者は、老齢（基礎・厚生）年金の繰下げ受給はできないこととされている。
- しかし、女性の就業率の向上や、被用者保険の適用拡大等によって厚生年金の加入者が増加している中で、ともに厚生年金加入期間をもつ夫婦において、死別に伴う配偶者の遺族厚生年金が少額であるため遺族厚生年金を受給するよりも自身の老齢厚生年金の繰下げ増額を希望する場合に、老齢年金の繰下げ申出をすることができない事象や、繰下げ待機期間中に遺族厚生年金の受給権が発生することにより繰下げが中断される事象が想定される。

## 【見直しの方向性・意義】

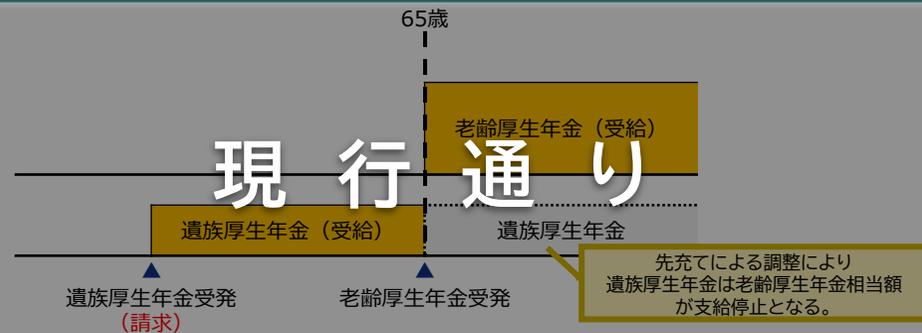
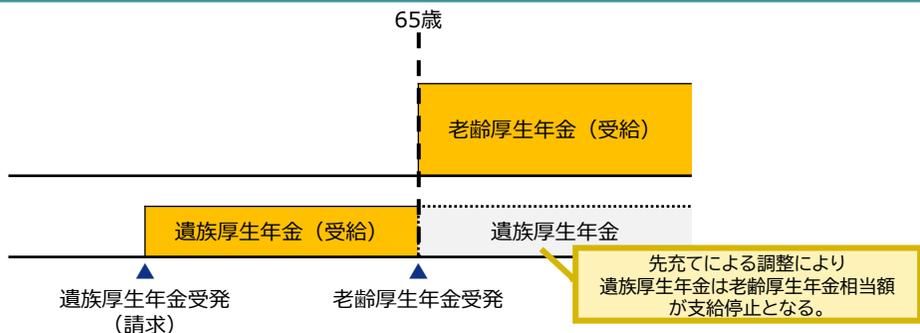
- 高齢者の就労が進展し、今後繰下げ制度の利用者が増える可能性がある中で、年金を増額させたいという受給者の選択を阻害しない観点から、遺族厚生年金受給権者による老齢年金の繰下げ申出を可能とすることを検討してはどうか。具体的には、
  - ・ 老齢基礎年金については、繰下げ申出を認めることとしてはどうか。
  - ・ 老齢厚生年金については、一定の条件を満たす場合において、繰下げ申出を認めることとしてはどうか。
- ※ 遺族厚生年金と老齢厚生年金については、まず自らの老齢厚生年金を受け取った上で、遺族厚生年金との差額を遺族厚生年金として受け取る併給調整が行われる。仮に遺族厚生年金の満額を受け取りながら、老齢厚生年金を繰下げ増額できるとすることは、併給調整を回避するものであり適当ではないと考えられる。このため遺族厚生年金の受け取りを選択しなかった場合に限ることとしてはどうか。具体的には、繰下げ申出前に遺族厚生年金の請求を行わない場合には老齢厚生年金の繰下げ申出を認めてはどうか。

# 遺族厚生年金受給権者の老齢年金の繰下げ申出の見直しのイメージ

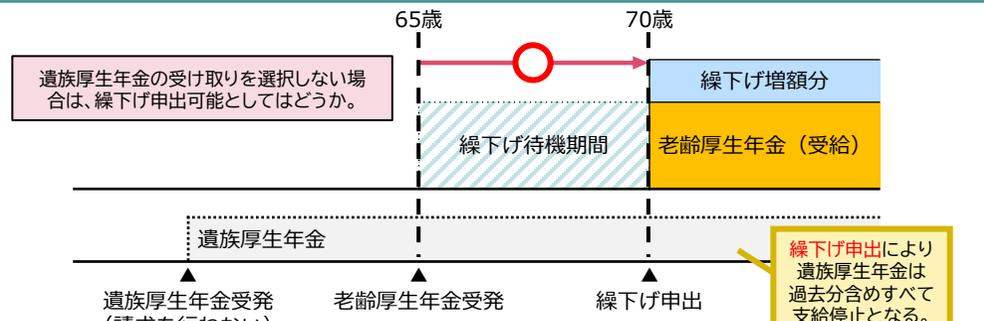
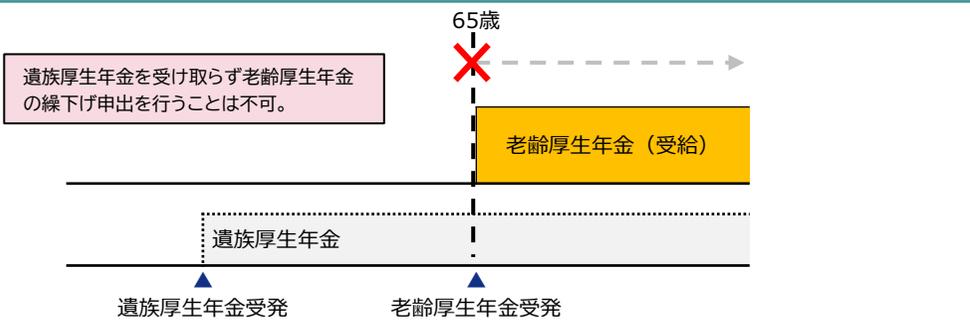
現行制度

改正後

老齢厚生年金の受給権を取得する前に遺族厚生年金の受給権を取得した場合（遺族厚生年金の受給を希望する場合）



老齢厚生年金の受給権を取得する前に遺族厚生年金の受給権を取得した場合（老齢厚生年金の繰下げ申出を希望する場合）



老齢厚生年金の受給権を取得した後に遺族厚生年金の受給権を取得した場合（老齢厚生年金の繰下げ申出を希望する場合）

